

第2章 市民が学び、市民が活躍できるまち【協働・文化・人権】

施策の目的

- 市民と行政が共通の目的意識をもって連携することで、協働体制が確立されたまちづくりを推進すること。

関連する計画 ▷ 幸手市協働のまちづくり指針

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 住民や市民活動団体など市民との協働事業の年間件数	件	303	350

現状と課題

- ・ 価値観やライフスタイルの多様化により、市民ニーズが高度化・複雑化し、また、少子高齢化の進行などにより、地域コミュニティの希薄化も大きな課題となっています。このため、市民が地域の課題を地域で考え行動していくことや、市民と行政が対等な関係を保ち、それぞれの役割を分担しながら、協力・連携して「市民協働」によるまちづくりを推進することが求められています。
- ・ 本市では、2013（平成25）年度に「幸手市協働のまちづくり指針」を策定し、市民と行政が協力・連携してまちづくりを推進しています。
- ・ 協働のまちづくりの拠点として市内の各公民館に地区市民センターを設置していますが、市民活動に関する情報収集、発信、相談機能の充実など地域づくりの支援が求められています。
- ・ 協働に関する考え方の周知を引き続き図るとともに、協働を推進するための団体や人材の育成が課題となっています。

施策の内容

1) 協働体制の整備

- ・ 協働の主体となる各団体の高齢化や担い手不足に対して、新たな人材の確保を支援します。
- ・ 協働に対する理解と先進事例や知識の習得、情報共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。
- ・ 市政運営のさまざまな場面における市民参加の拡充に努めるとともに、市民が積極的な地域活動を行えるよう情報提供します。

2) まちづくり活動の支援

- 地区市民センターでは、地域の市民活動に関する情報収集と発信、相談機能の充実、地域づくりの支援を行います。
- NPO法人やボランティア団体などの市民団体間の連携の強化を進めます。
- 区長会などの地域団体やNPO法人、ボランティア団体と連携し、協働による事業を推進します。

協働の役割

市民・事業者等	• 協働している各団体において、新たな人材の確保を支援します。 • 自分たちのまちをよりよくするための共通目標や、地域の問題解決に向けて協力し合う意識を持ち、協働に取り組みます。
行政	• 幸手市協働のまちづくり指針に基づき、市民との協働に取り組みます。 • 地区市民センターを通して、地域活動の支援やNPO法人・ボランティア団体との連携を図ります。 • 情報提供に努めるとともに、活動場所を提供するなど、まちづくりにおける課題の発見と解決に向けた取り組みを支援します。



■ ボランティア活動

施策の目的

- 市民によるコミュニティ活動を活発化すること。
- 市民団体間の連携を促進し、地域の問題に取り組む主体を増やすこと。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① クリーン作戦※（大島新田・行幸湖）の参加人数 ※1回当たり参加人数（平均値）	人	582	650

現状と課題

- ・ 社会情勢の変化や、価値観の多様化に加え、自治会加入率の低下などにより、地域コミュニティの機能は低下しつつあります。その一方で、防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、地域コミュニティの中で課題を解決できるようになることが求められています。
- ・ 本市では、市内の58団体が加盟する「幸手市コミュニティ推進協議会」を中心に各種活動を行っていますが、構成員の高齢化が進んでいるため、新たな若い人材の確保が必要です。
- ・ 今後は、地域活動に対する市民の関心を高めるため、地域コミュニティの活性化や啓発活動が必要となっています。このため、引き続きさまざまな機会において、市民との協働によるまちづくり活動や地域での助け合い活動などを推進することが必要です。

施策の内容

1) コミュニティ活動の推進

- ・ 市民まつりなどの機会を通して、地域コミュニティの普及啓発を目指します。
- ・ 区長会の役員会や研修会などの実施への協力を行い、コミュニティ活動が主体的かつ活発に行われるよう支援します。
- ・ クリーン作戦※および花いっぱい運動などを通して、コミュニティ活動を促進します。
- ・ 地域コミュニティ活動を推進する自治会などに対して、活動の支援を行います。

2) コミュニティ意識の醸成

- 各団体がコミュニティ活動に参加し、連携する機会を継続してつくることにより、コミュニティ意識の向上を目指します。
- 市民まつりなどを通じて、市民全体の連帯感の醸成を図るとともに自分たちの地域は自分たちでつくるという自治意識の高揚を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	• 地域コミュニティの必要性を理解し、積極的に地域活動に参加します。
行政	• 各コミュニティ協議会参加団体が集まる場を設け、団体同士の交流を図ります。 • 市民が中心となり地域で行うコミュニティ活動を支援します。



■ クリーン作戦

施策の目的

- 一人ひとりが生きがいを持ち、健康で文化的な生活を送ることができるようにすること。
- 一人ひとりが未来を担う人として、学び成長できる社会教育環境を充実させること。

関連する計画 ▶ 幸手市公共施設等総合管理計画※

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 公民館および体育施設の利用率	%	45	50
② 市民一人当たりの年間図書貸出冊数	冊	5.0	5.5

現状と課題

- ・各公民館で講座を行い、市民に多様な学習機会を提供していますが、学習機会の提供を受けるだけでなく、学習した成果の発表や習得した知識や技能を地域で活かせる機会の充実が求められています。
- ・公民館や図書館などの社会教育施設、市民文化体育館や武道館、ひばりヶ丘球場などの体育施設の老朽化が課題となっています。
- ・体育施設や図書館などの施設管理については、指定管理者制度※の活用や適正な改修と維持管理を計画的に行うことで市民サービス向上と効率的な運営を図っています。
- ・市民の学習意欲に応えるために、指導者や文化芸術活動に取り組む市民や団体への支援が求められています。

施策の内容

1) 生涯学習の総合的推進

- ・市民が生涯学習に取り組みやすい環境への整備を進めるとともに、市民が学習した成果を地域に還元する機会や情報の提供を行います。
- ・公民館や図書館にてさまざまな世代を対象にした講座を開催し、市民に多様な学習機会を提供します。
- ・市民の生涯学習を支援するため、さまざまな分野の指導者登録制度「さって市民生きがい教授※」の充実とその活用促進を図ります。

- ・公民館では、自治会などと連携し、地域に応じた取り組みを行います。
- ・子どもの読書活動の支援を行い、子ども読書活動推進計画の策定を検討します。

2) 健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興

- ・スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりを推進するため、多くの市民が参加できるよう、市民ニーズを取り入れた教室などの充実を図ります。
- ・スポーツ推進委員と連携し、地域やスポーツ団体などの活動を支援します。

3) 社会教育施設や体育施設の整備・充実

- ・公民館や図書館を生涯学習活動の拠点とし、市民の多種多様な自主的学習の要求に応えるため、施設の整備、講座の充実および情報の提供を図ります。また、地域の憩いの場として気軽に立ち寄れる共用スペースとしての公民館利用を検討します。
- ・幸手市公共施設等総合管理計画※に基づき、老朽化した施設の改修、適切な維持管理を行います。
- ・市内外から多くの利用者が集まる市民文化体育館において、駐車場などの整備を進め、快適な利用の促進を図ります。
- ・市民サービスの向上のため、図書館や市民文化体育館などの施設管理に指定管理者制度※を活用し効率化を図ります。

4) 社会教育団体の育成

- ・社会教育団体の育成と活性化を図ります。
- ・新たな指導者やリーダーとなる人材の育成に努めます。

5) 文化芸術活動の振興

- ・市民の文化芸術活動を振興するため文化祭を行い、文化芸術を通してさまざまな世代の市民が交流できる場の提供や情報の発信を行います。
- ・ランチタイムコンサートの実施や幸手駅自由通路での作品展示など、市民の文化芸術活動の場の提供を行います。

協働の役割

市民・事業者等	・スポーツ・文化・趣味・ボランティアなどの地域活動に積極的に参加します。 ・豊かな生活を送るため、趣味やスポーツ、文化活動を実践します。
行政	・市民が主体的に行う学習や文化芸術・スポーツ活動を支援します。

施策の目的

- 文化財や歴史資料の保護・活用を図るとともに、その魅力を発信すること。
- 歴史・文化を理解し、郷土愛を深め、市に誇りを持ってもらうこと。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 郷土資料館の市民ボランティアへの参加により、生きがいを持つことができた市民の割合	%	—	80
② 文化財の指定件数	件	29	34

現状と課題

- ・本市には、市指定文化財が29件、県指定文化財が1件、国登録有形文化財が1件と、数多くの歴史的な文化財があります。
- ・海の記憶を伝える榎野地地区の遺跡をはじめ、旧河川沿いに発達した小高い自然堤防上には平将門や一色氏にちなんだ中世の文化財、さらに近世の日光道中幸手宿や権現堂堤、近代の白木綿や生糸の産業遺産のほか、地域で守り継がれる伝統的な祭りや行事、3人の本因坊を代表する幸手出身の人物や古民家・歴史的建造物など、幸手の歴史と文化を物語る固有の地域資源があります。
- ・市内に所在する文化財が市固有の地域資源として価値が見直され、活用されてきています。それに伴い市民の幸手市の歴史や文化に対する学習意欲が高まっています。
- ・少子高齢化やコミュニティが変化する中で、祭りや伝統行事を伝える後継者の育成が課題となっています。
- ・本市の優れた文化財をはじめ歴史や文化の魅力を内外に情報発信していくことが必要です。
- ・新たに開設された郷土資料館を社会教育の拠点の一つとし、多くの人が幸手市の歴史と文化を学び、郷土の振興が図れるよう、市民から愛され親しまれる公共施設として工夫を凝らした事業を効果的、継続的に実施していく必要があります。

施策の内容

1) 文化財の保護と活用

- ・市固有の各種文化財を保護・活用するため、歴史文化基本構想※の策定について検討します。
- ・市指定無形文化財の後継者育成を推進します。
- ・市指定文化財の拡充を行います。
- ・市民の文化財愛護意識を高め、郷土愛の醸成を図ります。
- ・文化財を地域資源として活用するため、情報発信を行います。

2) 文化財の調査と研究

- ・市内に所在する文化財を総合的に把握するため調査・研究を行います。
- ・文化財について、調査・研究成果をまとめた刊行物の発行を行います。
- ・埋蔵文化財の保護に努め、必要に応じて記録保存のため発掘調査を行います。

3) 郷土資料館の活用と充実

- ・市固有の歴史と文化を物語る資料の収集、調査研究、保存管理、展示公開、普及活用を行います。
- ・旧吉田中学校木造校舎を保護・活用し、民具資料の収蔵・展示・公開を行います。
- ・社会教育の拠点として市民が郷土の歴史と文化への理解を深められるよう、歴史講座や展示会などの開催を行います。
- ・体験学習や古文書整理などに携わる資料館ボランティアの養成を行います。
- ・市史編さんの視点から、情報の台帳化を行います。
- ・市固有の歴史と文化にかかわる地域資源情報の提供を行います。
- ・旧吉田中学校木造校舎を体験学習の場として再生するとともに、古民家を移築するなど、歴史的建造物がたたずむ文化的空間の整備を検討します。

協働の役割

市民・事業者等	・文化財を大切に守り、後世に伝えるため保護活動を行います。 ・文化財や資料館資料を活用して地域学習に取り組みます。 ・文化財を地域資源として活用し、魅力あるまちづくりを行います。
行政	・地域の文化財や歴史について、情報発信を行います。 ・市民が生きがいを感じられるよう、ひとづくりを行い、ボランティア活動の場を提供します。

施策の目的

- 一人ひとりが人権に対する意識を高く持つようにすること。

関連する計画 ▷ 幸手市人権施策推進指針 幸手市同和行政の基本方針 幸手市同和教育の基本方針
幸手市人権施策実施計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 人権講演会、研修会などに参加した人数	人	783	800

現状と課題

- ・2016（平成28）年度に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」も同年に施行されています。
- ・さまざまな人権問題解決に向け、正しい理解と認識の定着を図るべく、各種研修会などや催し物、さらには広報紙、人権啓発物品を通して人権意識の啓発を推進しています。しかし、依然として差別事象が発生している同和問題、学校でのいじめ、不登校、インターネットへの悪質な書き込み、障がい者や女性への差別などが社会問題となっています。
- ・今後も、すべての人々が個人として尊重され、共存し得る平和で豊かな社会の実現に向け、啓発活動などの効果的な事業を継続的に実施していくことが必要です。

施策の内容

1) 啓発活動の推進

- ・研修会などの開催を通じて啓発活動の充実を図ります。
- ・広報紙などを通じて周知活動の充実を図ります。
- ・人権啓発物品などを用い、市民の人権意識の高揚を図ります。

2) 人権相談活動の充実

- ・いじめや差別、嫌がらせなどで悩んでいる市民の人権を擁護するため、月に1回の人権相談と年2回の特設相談の実施を継続します。
- ・人権相談を担当する人権擁護委員に対して、相談業務の向上を図るため、各種研修会などへの参加を促します。

3) 人権・同和教育の充実

- ・家庭、地域、学校、職場など、あらゆる場での各種研修会などの実施を通じて、より一層人権教育を推進します。

4) 市民活動の支援

- ・人権問題解決に向けて取り組む市民活動に対して、適切な支援を継続します。

5) 生活環境の充実

- ・道路など生活環境基盤整備に遅れのみられる地域について、地域の意見などを踏まえ、生活環境の改善を進めます。

協働の役割

市民・事業者等	・あらゆる差別や偏見に対して、その過ちや悪い点を指摘し、改めるよう行動をとります。 ・人権問題解決に向けて市民活動を行います。
行政	・職員一人ひとりが、人権問題に対する正しい理解と知識を深め、市民に対して啓発活動を行います。



■ 埼葛人権を考えるつどい

施策の目的

- 男女があらゆる分野で対等な立場で活動できること。

関連する計画 ▶ 第4次幸手市男女共同参画プラン 幸手市役所女性職員活躍推進計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 市の審議会などの女性登用数の割合	%	26	35
② 女性（30～39歳）の就業率	%	65	70

現状と課題

- 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで魅力ある社会の実現を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2016（平成28）年に公布・施行されました。同法律第6条第2項により、本市は、女性職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定することになりました。
- 本市では、男女共同参画を総合的、計画的に推進しています。また、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として「幸手市男女共同参画を推進する条例」を2017（平成29）年6月から施行しました。同条例の第10条で、男女共同参画の推進に関する行動計画を策定することになりました。
- この2つの計画については、第4次幸手市男女共同参画プラン（計画期間：2015（平成27）年から2020（平成32）年）を改定する際に、プランの一部として盛り込む予定です。
- 生活水準の向上や社会環境の変化により、女性の社会進出の機会が増大していますが、依然として性別による格差がみられます。また、セクシュアルハラスメント*やドメスティック・バイオレンス（DV）*などの問題については、発生件数が増加しており、今後の対応が課題となっています。
- 男女が互いに理解を深め、尊重し合い、あらゆる分野において共に参画することを目指し、啓発活動などを通して、男女平等意識の向上を図ることが求められています。

施策の内容

1) 推進活動の充実と市民活動の支援

- ・職場、学校、地域、家庭などにおける男女共同参画を推進するために、情報紙「モア」の発行により啓発活動を継続します。
- ・第4次幸手市男女共同参画プラン（計画期間：2015（平成27）年から2020（平成32）年）の見直しを行います。

2) 男女共同参画社会形成への意識づくり

- ・固定的性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を認め合える社会にするために、引き続き「女と男の共生セミナー」などの啓発活動を実施します。
- ・性的マイノリティ（LGBTなど）※の理解を促進し、性の多様性に関する啓発を行います。

3) 男女が共に社会参加できる環境づくり

- ・関係機関との連携によって、意欲ある女性が能力を十分発揮できる環境の整備や雇用の安定に努めます。
- ・男女共同参画の推進に向けて、意欲の向上を引き続き図ります。

4) セクハラ・DV 対策

- ・セクシュアルハラスメント※やドメスティック・バイオレンス（DV）※、ストーカーなどによる被害者のためのサポート体制の充実を図るとともに、心のケアや自立支援を図ります。
- ・女性に対する暴力をなくす運動を実施し、啓発活動を行います。

協働の役割

市民・事業者等	・職場、学校、地域、家庭などの男女共同参画に努めます。 ・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護などを行います。 ・困ったときに行政サポート体制を利用し、地域を介した問題解決に努めます。
行政	・市民と連携し、男女平等の意識づくりや教育の推進、男女の人権を尊重する意識啓発を行います。 ・相談窓口心のケアに対応できる職員を配置するなど、相談しやすい体制を整えます。

施策の目的

- 市民の間に、世界の恒久平和を願う意識を広げること。
- 市民の国際理解を深めること。
- 交流を通して、市内に住む外国籍市民が暮らしやすいと感じられるようにすること。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① ワンナイトステイ*受け入れ家庭の登録件数	件	3	6
② 国際交流協会の加入会員数	人	125	150

現状と課題

- ・市内の中学生を対象に「平和の作文」を実施し、広島市平和記念式典に参加しています。その体験を他の生徒に還元することで、平和社会の実現に向けた意識の醸成と啓発を行っています。
- ・本市における外国籍市民は、やや増加傾向となっています。フィリピン、中国、ブラジルをはじめ、さまざまな国籍を持つ人が居住し、外国籍市民を含めただれもが暮らしやすいと感じるまちづくりが求められています。
- ・国際理解推進のために、国際交流協会が実施している語学教室や交流事業などの活動を支援することで、多文化の理解を深める取り組みを行っていますが、語学教室の受講者が多いため、スタッフの人材確保などが課題となっています。また、市民一人ひとりの相互理解のために、市民が外国人との交流を深める機会を引き続き増やすことが必要です。
- ・外国人への情報提供や外国語による案内表示の充実を図ることが必要です。

施策の内容

1) 平和事業の推進

- ・平和の尊さを啓発する事業を推進し、市民の平和に対する意識を高める取り組みを継続します。

2) 国際交流の充実

- ・市民が外国籍市民と交流を深めるための国際交流協会の活動を支援します。
- ・ワンナイトステイ*事業のPRを行い、外国人日本語教師などとの交流を推進します。

3) 国際理解の推進

- ・国際交流協会が実施している語学教室や交流事業の支援を通じて、市民が外国文化を理解できる機会の充実に努めます。

4) 多文化共生の地域づくりの推進

- ・外国籍市民が市内で生活する上で必要な情報の提供に努めます。
- ・日本語学習機会の提供を行います。
- ・多文化共生キーパーソン※と連携し、外国籍市民のサポートを行います。

協働の役割

市民・事業者等	・平和に関する意識を深め、その実現に努めます。 ・市民がそれぞれの言語能力を活かし、外国籍市民に対して直接情報提供をします。 ・市民まつりや国際交流協会が実施するイベントなどにおいて、外国籍市民と積極的に交流することで、多文化に対する理解を深めます。
行政	・平和社会実現に向けた意識の普及・啓発を行います。 ・国際交流の活動団体に対して交流機会の提供、場所の手配および情報提供を行います。



■ 国際交流協会日本語教室